

平成 27 年 12 月
平成 27 年第 5 回 栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号 件 名

報告第25号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第26号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第27号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第28号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第29号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
議案第117号	平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）	
議案第118号	平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
議案第119号	平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議案第120号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	
議案第121号	平成27年度栃木市介護保険特別会計 （介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）	
議案第122号	平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）	
議案第123号	平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）	
議案第124号	栃木市ふるさと応援基金条例の制定について	1
議案第125号	栃木市行政不服審査会条例の制定について	2
議案第126号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	4
議案第127号	栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	18
議案第128号	栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について	20
議案第129号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第130号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第131号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第132号	栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第133号	栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	66
議案第134号	財産の取得について	67
議案第135号	指定管理者の指定について（とちぎ市民活動推進センター）	70
議案第136号	指定管理者の指定について（栃木市勤労者総合福祉センター）	71

議案第 137 号	指定管理者の指定について（栃木市栃木勤労青少年ホーム・ 栃木市大平勤労青少年ホーム・栃木市勤労者体育センター）	72
議案第 138 号	指定管理者の指定について（栃木市出流ふれあいの森）	73
議案第 139 号	指定管理者の指定について（栃木市藤岡高齢者生きがいセンター）	74
議案第 140 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）	75
議案第 141 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟総合運動公園）	76
議案第 142 号	指定管理者の指定について（栃木市図書館岩舟館）	77
議案第 143 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟文化会館）	78
議案第 144 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	79
議案第 145 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	82
議案第 146 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	84
議案第 147 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	86
議案第 148 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	88
議案第 149 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	90
議案第 150 号	損害賠償の額の決定について	92

(総合政策課)

議案第124号

栃木市ふるさと応援基金条例の制定について

提案理由

ふるさと納税制度により寄せられた寄附金を活用し、「“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市」の実現を推進する事業の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市ふるさと応援基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(総務課)

議案第125号

栃木市行政不服審査会条例の制定について

提案理由

審査請求の裁決の判断の適否を審査する附属機関として、栃木市行政不服審査会を設置するため、栃木市行政不服審査会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第124号と同じ。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

- (1) 引用規程を改めること。(第2条関係)
- (2) 規定の整理を行うとともに引用規定を改めること。(第4条関係)

2 栃木市行政手続条例の一部改正

- (1) 不服申立制度の審査請求への一元化に伴う規定の整理を行うこと。
(第3条関係)
- (2) 字句の整理を行うこと。(第19条関係)

3 栃木市情報公開条例の一部改正

- (1) 公開の請求者に係る規定の整理を行うこと。(第9条関係)
- (2) 不服申立てを審査請求に改めることに伴う規定の整備を行うとともに、
審理員を指名しないことを定めること。(第13条関係)
- (3) 審査請求に係る審査請求人及び参加人等に諮問した旨を通知することを定めること。(第14条関係)

4 栃木市個人情報保護条例の一部改正

- (1) 不服申立てを審査請求に改めることに伴う規定の整備を行うとともに、
審理員を指名しないことを定めること。（第24条関係）
- (2) 審査請求に係る審査請求人及び参加人等に諮問した旨を通知すること
を定めること。（第25条関係）
- (3) 引用条項を改めること。（第35条関係）

5 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

- (1) 引用条項を改めること。（第2条関係）
- (2) 栃木市情報公開・個人情報保護審査会の審理手続を定めること。
（第5条から第8条関係）

6 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

- 不服申立てを審査請求に改めること。（第3条関係）

[参照条文]

議案第124号と同じ。

現	行
【栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正】	
(委員長)	
第2条 1・2 略	
3 委員長は、この条例及び <u>栃木市固定資産評価審査委員会規程(平成22年栃木市固定資産評価審査委員会告示第1号)</u> 。以下「固定資産評価審査委員会規程」という。)の定めるところによってその職務を行う。	
4・5 略	
(審査の申出)	
第4条 1・2 略	
3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団で <u>あるとき</u> 、 <u>総代を互選したとき</u> 、又は代理人によって審査の申出を <u>するとき</u> は、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。	
4・5 略	
【栃木市行政手続条例の一部改正】	
(適用除外)	
第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。	
(1)～(9) 略	
(10) 審査請求、 <u>異議申立て</u> その他の不服申立てに対する行政庁の <u>決裁</u> 、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導	
(11) 略	
(聴聞の主宰)	
第19条 略	
2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。	
(1)～(3) 略	

改 正 案

【栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正】

(委員長)

第2条 1・2 略

3 委員長は、この条例及び栃木市固定資産評価審査委員会規程（平成25年栃木市固定資産評価審査委員会告示第2号。以下「固定資産評価審査委員会規程」という。）の定めるところによってその職務を行う。

4・5 略

(審査の申出)

第4条 1・2 略

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査の申出をする場合は、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成 年政令第 号）第4条第3項に規定する書面を添付しなければならない。

4・5 略

【栃木市行政手続条例の一部改正】

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(9) 略

(10) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(11) 略

(聴聞の主宰)

第19条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5)・(6) 略

【栃木市情報公開条例の一部改正】

(公開の請求手続)

第9条 情報の公開を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、当該情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとする者の氏名及び住所(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開の請求に係る情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2・3 略

(不服申立て等)

第13条 この条例による情報の公開の請求に対する処分不服のある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあつた場合には、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき及び情報の非公開の決定を取り消すときを除き、遅滞なく栃木市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

改 正 案

(4) 前3号に規定する者であった者

(5)・(6) 略

【栃木市情報公開条例の一部改正】

(公開の請求手続)

第9条 情報の公開を請求しようとするもの（以下「請求者」という。）は、当該情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開の請求に係る情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2・3 略

(審査請求)

第13条 この条例による情報の公開の請求に対する処分又は情報の公開の請求に係る不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員を指名しない。

3 実施機関は、第1項の審査請求があつた場合には、当該審査請求を不適法であることを理由として却下する場合及び裁決で審査請求の全部を認容し、情報の全部を公開する場合を除き、遅滞なく栃木市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第14条 前条第3項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第14条～第20条 略

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

目次

第1章・第2章 略

第3章 不服申立て等（第24条・第25条）

第4章 雑則（第26条—第30条）

第5章 罰則（第31条—第35条）

第3章 不服申立て等

（不服申立て等）

第24条 この条例による自己情報の開示、訂正等の請求に対する処分に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合には、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき及び自己情報の開示、訂正等をしないとする決定を取り消すときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

改 正 案

- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 第10条第4項の規定により当該審査請求に係る情報の公開について反対の旨の意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第15条～第21条 略

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

目次

第1章・第2章 略

第3章 審査請求等（第24条—第26条）

第4章 雑則（第27条—第31条）

第5章 罰則（第32条—第36条）

第3章 審査請求等

（審査請求）

第24条 この条例による自己情報の開示、訂正等の請求に対する処分又は自己情報の開示、訂正等の請求に係る不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員を指名しない。

3 実施機関は、第1項の審査請求があつた場合には、当該審査請求を不適法であることを理由として却下する場合及び裁決で審査請求の全部を認容し、自己情報の開示、訂正等をする場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第25条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号において同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第25条 略

第4章 雑則

第26条～第30条 略

第5章 罰則

第31条～第33条 略

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、**第31条又は第32条**の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第35条 略**【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】**

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市情報公開条例**第13条第2項**及び栃木市個人情報保護条例第24条第2項の規定により諮問に応じて審議すること。
- (2)～(4) 略

改 正 案

第26条 略

第4章 雑則

第27条～第31条 略

第5章 罰則

第32条～第34条 略

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第32条又は第33条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第36条 略

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市情報公開条例第13条第3項及び栃木市個人情報保護条例第24条第2項の規定により諮問に応じて審議すること。
- (2)～(4) 略

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第5条・第6条 略

(罰則)

第7条 **第5条**の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正】

(公平委員会の報告)

第3条 略

2 公平委員会が前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 略

改 正 案

(主張書面等の提出)

第7条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付に係る手数料及び送付費用その他の交付の際に必要な費用を納めなければならない。

第9条・第10条 略

(罰則)

第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正】

(公平委員会の報告)

第3条 略

2 公平委員会が前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 略

現

行

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(3) 略

改 正 案

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(3) 略

(情報推進課)

議案第127号

栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の制定について

提案理由

インターネットを利用した電子申請システムの運用の開始に伴い、申請等の手続に関し情報通信の技術を利用して行うことができるようにするための共通する事項を定めるため、栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第124号と同じ。

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

平成28年4月1日からの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市部設置条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市部設置条例の一部改正

- (1) 理財部の名称を改めること。(第1条及び第2条関係)
- (2) こども未来部を加えること。(第1条及び第2条関係)
- (3) 分掌事務を改めること。(第2条関係)

2 栃木市天幕使用条例の一部改正

部の名称を改めること。(第2条関係)

3 栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正

部の名称を加えること。(第8条関係)

4 栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正

部の名称を改めること。(第7条関係)

5 栃木市教育支援委員会条例の一部改正

部の名称を加えること。(第10条関係)

[参照条文]

議案第124号と同じ。

現	行
<p>【栃木市部設置条例の一部改正】</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、栃木市に次の部を置く。</p> <p>総合政策部</p> <p>総務部</p> <p>理財部</p> <p>生活環境部</p> <p>保健福祉部</p> <p>産業振興部</p> <p>建設水道部</p> <p>都市整備部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 予算その他財政に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 理財部</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 市税に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 保健福祉部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>オ 高齢福祉に関すること。</u></p> <p><u>カ 介護保険に関すること。</u></p>	

改 正 案

【栃木市部設置条例の一部改正】

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、栃木市に次の部を置く。

総合政策部

総務部

財務部

生活環境部

保健福祉部

こども未来部

産業振興部

建設水道部

都市整備部

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合政策部

ア～カ 略

(2) 略

(3) 財務部

ア 略

イ 予算その他財政に関すること。

ウ 市税に関すること。

(4) 略

(5) 保健福祉部

ア～ウ 略

エ 高齢福祉に関すること。

オ 介護保険に関すること。

キ 保健衛生に関すること。

(6) 産業振興部

ア～エ 略

(7) 建設水道部

ア～ウ 略

(8) 都市整備部

ア～カ 略

【栃木市天幕使用条例の一部改正】

(管理)

第2条 天幕の管理は、理財部管財課がこれを行うものとする。

【栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正】

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会スポーツ振興課において処理する。

【栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正】

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部保育課において処理する。

【栃木市教育支援委員会条例の一部改正】

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

改 正 案

カ 保健衛生に関すること。

(6) こども未来部

ア 児童福祉に関すること。

イ 子育ての支援に関すること。

(7) 産業振興部

ア～エ 略

(8) 建設水道部

ア～ウ 略

(9) 都市整備部

ア～カ 略

【栃木市天幕使用条例の一部改正】

(管理)

第2条 天幕の管理は、財務部管財課がこれを行うものとする。

【栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正】

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部スポーツ振興課において処理する。

【栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正】

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部保育課において処理する。

【栃木市教育支援委員会条例の一部改正】

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(市民生活課)

議案第129号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

住民基本台帳カードの交付の終了及び個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付を開始することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の規定を個人番号カードによる印鑑登録証の規定に改めること。(第7条の2及び第7条の3関係)
- 2 個人番号カードを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について定めること。(第14条及び第15条関係)

〔参照条文〕

議案第124号と同じ。

現 行

（住民基本台帳カードによる印鑑登録証）

第7条の2 栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年栃木市条例第45号。以下「住基カード利用条例」という。）第4条第2項の規定により、同条例第2条に規定するサービスの提供に必要な情報が記録された住民基本台帳カード（以下「住基カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。

- 2 市長は、印鑑の登録を受けている者が住基カード利用条例第2条に規定するサービスに係る同条例第4条第1項の申請を行ったときは、前条の規定により交付されている印鑑登録証を無効とする。

（住民基本台帳カードによる印鑑登録証の有効期間）

第7条の3 住基カードによる印鑑登録証の有効期間は、当該住民基本台帳カードの有効期間と同一とする。

- 2 有効期間を経過した住基カードによる印鑑登録証に関する印鑑登録については、新たに印鑑登録証の交付を受けることにより登録を継続できるものとする。

（自動交付機等による印鑑登録証明書の交付）

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機又は自動交付機（住基カード利用条例第2条第1号に規定する多機能端末機及び同条例第2条第2号に規定する自動交付機をいう。以下同じ。）に、印鑑登録証（多機能端末機においては住基カードによる印鑑登録証に限る。）を使用し、暗証番号（印鑑登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、印鑑の登録を受けている者が市長に申請し、登録を受けたものをいう。以下同じ。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

改 正 案

(個人番号カードによる印鑑登録証)

第7条の2 印鑑の登録を受けている者が交付を受けた個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。

- 2 市長は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カードの交付を受けたときは、前条の規定により交付されている印鑑登録証を無効とする。

(個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間)

第7条の3 個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間は、当該個人番号カードの有効期間と同一とする。

- 2 有効期間を経過した個人番号カードによる印鑑登録証に関する印鑑登録については、新たに印鑑登録証の交付を受けることにより登録を継続できるものとする。

(自動交付機等による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら自動交付機（本市の電子計算機と通信回線で接続された市が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、印鑑登録証（個人番号カードによる印鑑登録証を除く。）を使用し、暗証番号（印鑑登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、印鑑の登録を受けている者が市長に申請し、登録を受けたものをいう。次条において同じ。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために

現

行

(暗証番号の登録及び管理)

第15条 前条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、規則で定める申請書により、自ら市長に暗証番号の登録を申請しなければならない。

2～7 略

改 正 案

用いるものとして、設定された番号とする。

(暗証番号の登録及び管理)

第15条 前条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、規則で定める申請書により、自ら市長に暗証番号の登録を申請しなければならない。

2～7 略

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号を追加すること。
(第25条の2関係)
- 2 上場株式等に係る配当所得の分離課税の対象に特定公社債等の利子所得等が追加されたことに伴う規定の整備を行うこと。(附則第19項関係)
- 3 株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴う規定の整備を行うこと。(附則第22項関係)
- 4 上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を設けること。(附則第23項関係)
- 5 国民健康保険税の課税標準の計算の細目を定める規定を削ること。
(附則第23項から第25項、第27項、第32項関係)
- 6 条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行うこと。(附則第30項関係)

[参照条文]

議案第124号と同じ。

現 行

（国民健康保険税の減免）

第25条の2 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名

(2) 略

3 略

附 則

1～18 略

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

20・21 略

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得

改 正 案

(国民健康保険税の減免)

第25条の2 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)

(2) 略

3 略

附 則

1～18 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

20・21 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る

等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第19項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 略

改 正 案

譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

28 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

29 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

30 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以降の保険税の減免の特例)

31 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

32 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第20項（附則第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第20項中「第3

改 正 案

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

25 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以降の保険税の減免の特例)

28 略

現

行

5条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

改 正 案

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

行政不服審査法の全部改正及び建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 審理員、栃木市行政不服審査会又は栃木市情報公開・個人情報保護審査会に提出された書面の写しの交付に係る手数料を設けること。

(別表第1関係)

- 2 栃木市情報公開・個人情報保護審査会に提出された書面の写しの交付に係る手数料を設けること。

- 3 建築確認申請及び計画通知に係る構造計算適合性判定手数料を削り、構造計算適合性判定手数料に係る規定を改めること。(別表第2関係)

- 4 建築物の移転認定申請手数料を設けること。(別表第2関係)

- 5 マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料を設けること。

(別表第2関係)

[参照条文]

議案第 1 2 4 号と同じ。

議案第131号（建築課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現		行
別表第1（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の金額	
略	略	
35 略	略	
36 略	略	
37 略	略	
別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項に	建築物に関する確認申請手数料（申請に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物（一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合には、当該部分）ごとについて、1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）	略

改 正 案

別表第1 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の金額
略	略
35 略	略
36 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項又は第81条第3項が準用する第78条第1項の規定に基づく書面の写しの交付</u>	<u>用紙1枚につき10円(カラーで複写された場合にあつては20円)。この場合において両面に複写された用紙については、片面を1枚として算定する。</u>
37 <u>栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成22年栃木市条例第22号)第8条第1項の規定に基づく書面の写しの交付</u>	<u>用紙1枚につき10円(カラーで複写された場合にあつては20円)。この場合において両面に複写された用紙については、片面を1枚として算定する。</u>
38 略	略
39 略	略

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1 建築基準法 (昭和25年法律第201号。 以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項に	建築物に関する確認申請手数料	
	略	
	建築設備及び工作物に関する確認申請手数料	
	種類	1基につき
	<u>建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)</u>	<u>15,000円</u>
	<u>確認を受けた建築設備(小</u>	<u>8,000円</u>

現

行

において準用する
場合を含む。)の
規定に基づく
確認

1の2 前項の 構造計算適合性判定手数料

確認申請に
対する構造計算
適合性判定に
係る審査

申請部分の床面積の合計	申請1件につき	
	法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が大臣認定プログラム(同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。)により行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定	左に掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定
1,000平方メートル以内のもの	110,000円	159,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	137,000円	212,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メー	150,000円	243,000円

改 正 案

おいて準用する 場合を含む。)の 規定に基づく確 認	荷物専用昇降機を除く。)の計 画の変更	
	小荷物専用昇降機	7,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降 機の計画の変更	6,000円
	工作物	13,000円
	確認を受けた工作物の計画の 変更	7,000円

現

行

		現	行
		トル以内	
		10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	190,000円 321,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	322,000円 590,000円
1の3 法第6	建築設備及び工作物に関する確認申請手数料		
条第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認	種類	一基につき	
	建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)	15,000円	
	確認を受けた建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)の計画の変更	8,000円	
	小荷物専用昇降機	7,000円	
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更	6,000円	
	工作物	13,000円	
	確認を受けた工作物の計画の変更	7,000円	
2・3 略	略		
4 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料		
	仮使用部分の床面積の合計	申請1件につき	
	500平方メートル以内のもの	15,000円	
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	30,000円	
	1,000平方メートルを超	60,000円	

改 正 案

2・3 略

略

4 法第7条の 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

6第1項第1

号又は第2号

(法第87条

の2又は第8

8条第1項若

しくは第2項

仮使用部分の床面積の合計

申請1件につき

500平方メートル以内の
もの

15,000円

500平方メートルを超え
1,000平方メートル以内

30,000円

1,000平方メートルを超

60,000円

現		行
する場合を含む。)の規定に基づく承認	え2,000平方メートル以内	
	2,000平方メートルを超えるもの	120,000円
4の2 法第1 8条第2項の 規定に基づく 計画の通知	構造計算適合性判定手数料	1の2の項に規定する金額
4の3 略	略	略
5～39の3 略	略	略
40 略	略	略
41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項又は第	長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料	
	(1) 略	
	(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査	
	ア 略	
	イ 建築基準法第6条第5項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定	
	略	
ウ 略		
	略	

改 正 案

において準用 する場合を含 む。)の規定に 基づく認定	え2,000平方メートル以 内	
	2,000平方メートルを超 えるもの	120,000円
4の2 略	略	略
5～39の3 略	略	略
39の4 <u>建築基 準法施行令（昭 和25年政令第 338号）第1 37条の16第 2号の規定に基 づく認定</u>	建築物の移転認定申請手 料	27,000円
40 略	略	略
41 長期優良住 宅の普及の促進 に関する法律 （平成20年法 律第87号。以 下「長期優良住 宅普及促進法」 という。）第5 条第1項又は第	長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 (1) 略 (2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 ア 略 イ <u>建築基準法第6条の3第1項</u> の規定に基づく建築物に関する構 造計算適合性判定 略 ウ 略 略	

現 行

<p>3項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の認定</p>	
<p>4.2 略</p>	<p>略</p>
<p>4.3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定</p>	<p>1 長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料（長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定に基づく申請により長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 略</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 建築基準法第6条第5項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定</p> <p style="margin-left: 20px;">略</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 略</p> <p style="margin-left: 20px;">略</p> <p>2 略</p>
<p>4.4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法第6条第5項の構造計</p>

改 正 案

3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	
4 2 略	略
4 3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	<p>1 長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定に基づく申請により長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 略</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定</p> <p style="margin-left: 20px;">略</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 略</p> <p>略</p> <p>2 略</p>
4 4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法第6条の3第1項の構</p>

現	行
<p>定する審査を除く。)</p>	<p>算適合性判定(以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当する一の建築物 (<u>一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合に該当する場合</u>にあつては、当該部分)ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>ア 建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p>
45 略	略

改 正 案

定する審査を除く。)

造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(オ) 略

イ 略

(3) 略

45 略

略

略

46 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第1

マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料

160,000円

現

行

改 正 案

05条第1項の 規定による許可		
--------------------	--	--

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市岩舟健康福祉センターの開館時間及び休館日の変更並びに入館料に65歳以上の者に係る区分を設けることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市岩舟健康福祉センターの開館時間を午後9時までとし、施設の利用時間を延長すること。(第4条関係)
- 2 栃木市岩舟健康福祉センターの休館日を12月30日から翌年1月3日までとし、施設の休館日を改めること。(第5条関係)
- 3 栃木市岩舟健康福祉センターの浴室等の入館料について65歳以上の者に係る区分を設けること。(別表関係)

[参照条文]

議案第124号と同じ。

議案第132号（岩舟総合支所健康福祉課）

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

現 行

（開館時間及び利用時間）

第4条 健康福祉センターの開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市大平健康福祉センター 午前8時30分から午後9時まで
- (2) 栃木市岩舟健康福祉センター 午前8時30分から午後8時30分まで

2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

区分		利用時間
栃木市大平健康福祉センター	略	略
栃木市岩舟健康福祉センター	第1会議室、第2会議室、調理実習室及び親子室	午前8時30分から午後8時まで
	ボランティア室	午前8時30分から午後8時30分（月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）にあつては、午後5時）まで
	浴室、脱衣室、大広間及び静養室	午前10時から午後8時30分まで
	トレーニング室兼機能回復訓練室	午前9時30分から午後1時まで及び午後3時（日曜日にあつては、午後2時30分）から午後8時30分（日曜日にあつては、午後8時）まで

3 略

（休館日）

第5条 健康福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市大平健康福祉センター 12月30日から翌年1月3日まで
- (2) 栃木市岩舟健康福祉センター 12月29日から翌年1月3日まで

2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。

改 正 案

(開館時間及び利用時間)

第4条 健康福祉センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

	区分	利用時間
栃木市大平健康福祉センター	略	略
栃木市岩舟健康福祉センター	第1会議室、第2会議室、調理実習室及び親子室	午前8時30分から <u>午後9時</u> （水曜日にあつては、 <u>午後5時15分</u> ）まで
	ボランティア室	午前8時30分から <u>午後9時</u> （水曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）にあつては、 <u>午後5時15分</u> ）まで
	浴室、脱衣室、大広間及び静養室	午前10時から <u>午後9時</u> まで
	トレーニング室兼機能回復訓練室	午前9時30分から午後1時まで及び午後3時（日曜日にあつては、午後2時30分）から <u>午後9時</u> （日曜日にあつては、午後8時）まで

3 略

(休館日)

第5条 健康福祉センターの休館日は、12月30日から翌年1月3日までとする。

2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。

現

行

区分		休館日
栃木市大平健康 福祉センター	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	第1会議室、第2会議 室、調理実習室、親子 室及びボランティア室	12月29日から翌年1月3日までの日
	浴室、脱衣室、大広間、 <u>静養室及びトレーニング 室兼機能回復訓練室</u>	(1) <u>月曜日</u> (ただし、その日が休日に当た る場合は、その翌日) (2) 第2火曜日 (ただし、その日が休日に 当たる場合を除く。) (3) <u>休日の翌日</u> (ただし、その日が日曜日 <u>又は土曜日に当たる場合を除く。)</u> (4) <u>12月29日から翌年1月5日までの</u> 日

3 略

改 正 案

区分	休館日
栃木市大平健康 福祉センター	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	12月29日から翌年1月3日までの日
浴室、脱衣室、大広間 及び静養室	(1) <u>水曜日</u> (ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日) (2) <u>第2火曜日</u> (ただし、その日が休日に当たる場合を除く。) (3) <u>12月30日から翌年1月3日までの日</u>
<u>トレーニング室兼機能回復訓練室</u>	(1) <u>水曜日</u> (ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日) (2) <u>第2火曜日</u> (ただし、その日が休日に当たる場合を除く。) (3) <u>12月29日から翌年1月5日までの日</u>

3 略

現

行

別表（第10条、第19条関係）

1 栃木市大平健康福祉センター

略

2 栃木市岩舟健康福祉センター

(1) 略

(2) 浴室及び脱衣室並びに大広間及び静養室

区分	入館券（1枚）	回数券（入館券11枚）
一般	300円	3,000円
略	略	略

(3) 略

改 正 案

別表（第10条、第19条関係）

1 栃木市大平健康福祉センター

略

2 栃木市岩舟健康福祉センター

(1) 略

(2) 浴室及び脱衣室並びに大広間及び静養室

区分	入館券（1枚）	回数券（入館券1.1枚）
65歳以上	200円	2,000円
一般	300円	3,000円
略	略	略

(3) 略

(市民生活課)

議案第133号

栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
の制定について

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付を終了するため、栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第124号と同じ。

財産の取得について

提案理由

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業用地として、栃木市千塚町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

不動産の調書

番号	字名	筆数	地積 (㎡)	取得価格 (円)
1	阿寺倉	2	1,262.00	3,609,320
2	庚申塚	5	3,214.00	9,192,040
3	上川原	3	5,529.00	15,812,940
4	北沢	2	3,070.00	8,780,200
5	台	1	201.00	186,930
計		13	13,276.00	37,581,430

計画地 位置図



S=1:25,000

計画地	
地区名	千塚町上川原地区
面積	約36.7ha
編入理由	土地区画整理事業
土地利用	工業系

千塚地区集落

県道栃木粕尾線

栃木インターチェンジ

東北自動車道

東武新栃木駅

凡 例	
	4車線以上道路（整備済）
	高速道路
	国道
	鉄道
	アクセス道路（計画）

(地域まちづくり課)

議案第135号

指定管理者の指定について

提案理由

とちぎ市民活動推進センターの管理を行わせる指定管理者を特定非営利活動法人ハイジに指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(商工観光課)

議案第136号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市勤労者総合福祉センターの管理を行わせる指定管理者をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第135号と同じ。

(商工観光課)

議案第137号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市栃木勤労青少年ホーム、栃木市大平勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターの管理を行わせる指定管理者を環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体（代表団体 環境整備株式会社）に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第135号と同じ。

(農 林 課)

議案第138号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市出流ふれあいの森の管理を行わせる指定管理者をみかも森林組合に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第135号と同じ。

(藤岡総合支所健康福祉課)

議案第139号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市藤岡高齢者生きがいセンターの管理を行わせる指定管理者を公益社団法人栃木市シルバー人材センターに指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第135号と同じ。

(岩舟総合支所健康福祉課)

議案第140号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者を宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエスリンク共同事業体（代表団体 宮ビルサービス株式会社）に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第135号と同じ。

(岩舟総合支所都市建設課)

議案第141号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟総合運動公園の管理を行わせる指定管理者を宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエスリンク共同事業体（代表団体 宮ビルサービス株式会社）に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第135号と同じ。

(生涯学習課)

議案第142号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市図書館岩舟館の管理を行わせる指定管理者を山本有三記念会・図書館流通センター共同事業体(代表団体 特定非営利活動法人山本有三記念会)に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第135号と同じ。

(岩舟教育支所)

議案第143号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟文化会館の管理を行わせる指定管理者を株式会社ケイミックスに指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第135号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、飯島トシ子氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

飯 島 ト シ 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大塚町351番地2

生年月日 昭和25年12月11日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第145号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、吉井康恵氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第144号と同じ。

吉井康恵氏の略歴

住 所 栃木市西方町本郷953番地

生年月日 昭和22年1月15日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスクングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第146号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、中田美千子氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第144号と同じ。

中田美千子氏の略歴

住所 栃木市岩舟町小野寺199番地

生年月日 昭和29年5月29日

[Redacted]

[Redacted]

主な経歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 4 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 3 1 名のうち、野尻和孝氏が平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者に飯塚治夫氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 4 4 号と同じ。

飯塚 治夫 氏 の 略 歴

住 所 栃木市木野地町656番地

生年月日 昭和28年1月10日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第148号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、山士家光幸氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者に田中梅雄氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第144号と同じ。

(人権・男女共同参画課)

議案第149号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、船田克江氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者に大竹教子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第144号と同じ。

















大竹教子氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町静和2145番地1

生年月日 昭和32年8月3日



主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

損害賠償の額の決定について

提案理由

栃木市大塚町地内において発生した公用車による交通事故について、市の義務に属する損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

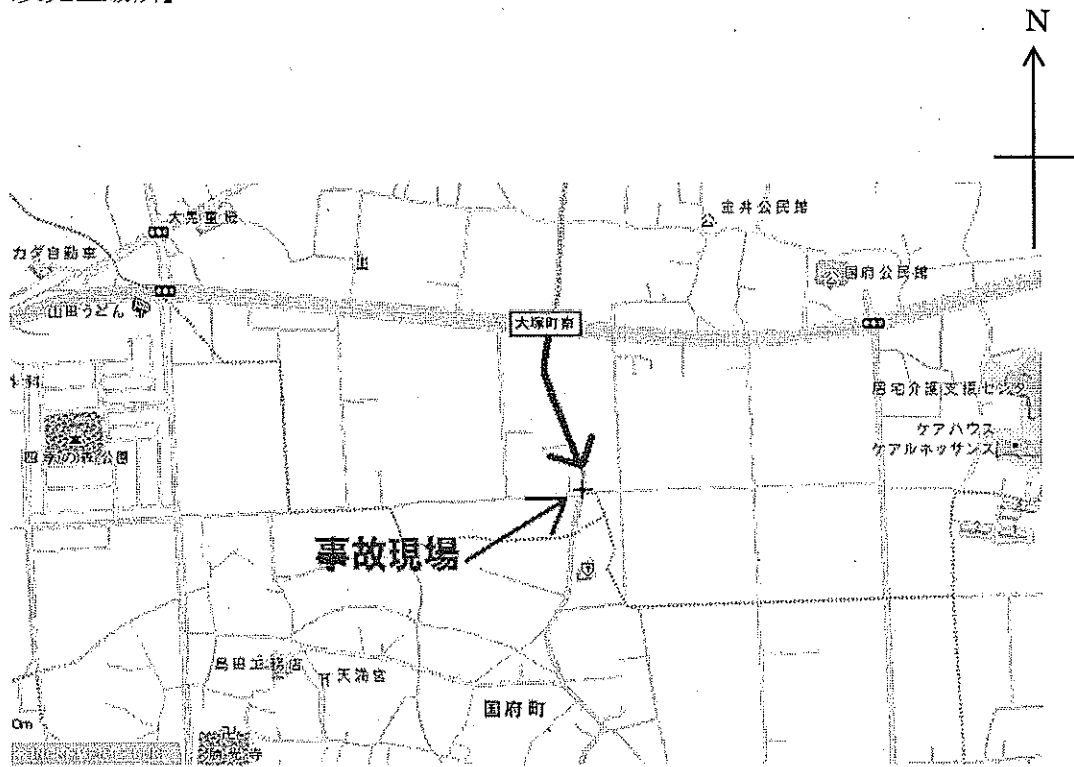
第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 以下略

【事故発生場所】



【事故発生状況】

